

北海道が平成27年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

平成27年5月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

(経済部所管分 その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>○ 地域ふれあいプレミアム付商品券発行促進事業</p> <p>市町村が、地元消費の拡大、地域経済の活性化に向け、一定の割り増し（以下「プレミアム」という。）を付け、商店等において共通して利用できるプレミアム付商品券を発行する際に、道がプレミアム分の財源の一部を補助することにより、市町村での発行額を増大させ、もって、地域での消費喚起効果のさらなる拡大を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	市町村	市町村が発行する商品券にプレミアムを上乗せする事業に要するプレミアム分の経費又は市町村が商工団体等が発行する商品券にプレミアムを上乗せする事業を行う商工団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該補助に要するプレミアム分の経費。	10分の10以内	経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 別に指示する様式	経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式	提出部数 正副2部 提出期限 平成27年6月1日 提出先 経済部経営支援局中小企業課		書類は、総合振興局又は振興部の産業振興部商工労働観光課長を経由すること。